

○品触要綱の制定について（例規通達）

平成28年2月15日

例規（刑企）第8号

改正 令和元年6月28日例規（警）第24号

古物営業法（昭和24年法律第108号）第19条第1項若しくは第3項又は質屋営業法（昭和25年法律第158号）第21条第1項の規定による品触れ（以下「品触れ」という。）を発するに当たって、その効果的な運用を図るため、品触要綱を別添のとおり定め、本日から実施することとしたが、その趣旨等は下記のとおりであるので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、「品触に関する訓令の制定について」（昭和35年9月1日付け捜一発第225号、捜二発第177号、鑑発第398号）は、平成28年2月14日限り、廃止する。

記

1 趣旨

品触れに関する規程を統廃合するとともに、所要の整備を行い、新たな要綱を定めたもの。

2 主な内容

- (1) 犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第36条第1項第2号に規定する重要品触れの対象を定めた。
- (2) 品触れの手配、訂正及び解除について、その実施要領を整備した。

別添

品触要綱

第1 趣旨

この要綱は、古物営業法（昭和24年法律第108号）第19条第1項若しくは第3項又は質屋営業法（昭和25年法律第158号）第21条第1項の規定による品触れ（以下「品触れ」という。）の運用について、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号。以下「規範」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 他の警察本部長等 警視総監及び他の道府県警察本部長並びに他の警察署長をいう。
- (2) 古物商等 古物営業法第2条第3項に規定する古物商及び同条第4項に規定する古物市場主並びに質屋営業法第1条第2項に規定する質屋をいう。

第3 品触れの実施対象

- 1 品触れは、盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物（以下「盗品等」という。）のうち、他の類似品と識別できるものについて発するものとする。
- 2 規範第36条第1項第2号に規定する重要品触れは、おおむね次に掲げる盗品等についての品触れとする。
 - (1) 強盗事件その他凶悪事件に関する盗品等
 - (2) 組織窃盗又は常習と認められる侵入盗事件に関する盗品等
 - (3) 重要文化財その他これに準ずる物に関する盗品等
 - (4) 社会的影響の大きい事件に関する盗品等
 - (5) その他特異重要事件に関する盗品等

第4 品触れによる手配

- 1 警察署長は、品触れによる手配を行うときは、個別の事件ごとに、（特別重要・重要・普通）品触れ（別記様式）を用い、刑事部刑事企画課（以下「刑事企画課」という。）を経由して行うものとする。
- 2 普通品触れによる手配は、原則として、他の警察本部長等に依頼しないものとする。ただし、特別の事情がある場合は、刑事企画課と協議の上、手配する地域を限定して行うことができる。
- 3 警察署長は、品触れによる手配を他の警察本部長等に依頼するときは、手配する地域、古物商等の種別その他必要な事項を明確にし、刑事企画課を経由して行うものとする。
- 4 警察署長は、他の警察本部長等から品触れによる手配の依頼を受けたときは、速やかに管轄内の古物商等に対し、その手配を行うものとする。

第5 品触れの訂正

- 1 警察署長は、品触れの内容を訂正する必要がある場合は、速やかに管轄内の古物商等に通知するとともに、品触れによる手配を依頼した他の警察本部長等に対し、刑事企画課を経由して通知するものとする。
- 2 他の警察本部長等から品触れの訂正の通知を受けた警察署長は、速やかに管轄内の古物商等に通知するものとする。
- 3 品触れの訂正に関する通知の方法については、原則として文書によることとし、口頭で行う必要がある場合は、刑事企画課と協議の上で行うものとする。

第6 品触れの解除

- 1 他の警察本部長等に対し品触れによる手配を依頼した警察署長は、品触れに係る盗品

等を発見し、又は発見した旨の届出を古物商等から受けた場合は、速やかに管轄内の古物商に発見及び手配解除の通知を行うとともに、他の警察本部長等に対し、刑事企画課を経由して発見及び手配解除の通知を行うものとする。

2 他の警察本部長等から発見及び手配解除の通知を受けた警察署長は、速やかに管轄内の古物商等に対し、発見及び手配解除の通知を行うものとする。

3 他の警察本部長等から品触れによる手配の依頼を受けた警察署長は、品触れに係る盗品等を発見し、又は発見した旨の届出を古物商等から受けた場合は、速やかにその手配を依頼した他の警察本部長等に対し、刑事企画課を経由して発見した旨を通知するとともに、盗品等の措置等について協議するものとする。

4 第5第3項の規定は、品触れの解除について準用する。

第7 留意事項

警察署長は、管轄内の古物商等との良好な関係を構築し、品触れによる盗品等の発見について促進を図ること。

別記様式

(特別重要・重要・普通)品触れ

山形県第 号

手配盗品等

上記の物品は、 年 月 日発生の 事件にお
ける盗品等です。
発見の際は、警察官にお知らせ下さい。

年 月 日

受領年月日	年 月 日
-------	-------

山形県〇〇警察署
担当連絡先

山形県警察本部刑事部刑事企画課
担当連絡先

※ 本様式に用いる用紙は日本産業規格A列4番とする。

別記様式

(一部改正〔令和元年例規(警)24号])